

消費税率の引上げに伴う使用料の改定について

- 1 消費税率の引上げに伴う市場使用料の改定について . . . 1
 - ・ 市場使用料の改定状況
 - ・ 取引における消費税の計算例
 - ・ 現行の市場使用料について

- 2 消費税率の引上げに伴うと畜使用料の改定について . . . 8
 - ・ と畜使用料の改定状況
 - ・ 現行のと畜使用料について

1 消費税率の引上げに伴う市場使用料の改定について

(1) 消費税法等の改正

① 改正の概要

平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）」等が公布され、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）率が、平成 26 年 4 月 1 日から 8%へ、平成 27 年 10 月 1 日から 10%へと 2 段階で引き上げられることとなった。

その後、平成 26 年 4 月 1 日には、消費税率が当初の予定どおり 8%に引き上げられたが、10%への引上げ時期については、一旦、平成 29 年 4 月 1 日に変更され、平成 28 年 11 月の税制改正で、再度、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日に変更されたところであり、本年 10 月 1 日から、10%に引き上げられる予定である。

② 軽減税率等の導入

今般の消費税率の引上げにおいては、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞」を対象として、軽減税率制度が導入される予定である（軽減税率対象品目の税率は 8%）。

国は、この軽減税率制度の導入に当たり、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずることとし（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年）附則第 171 条）、現在、相談窓口の設置や軽減税率対策の補助金制度を導入するなど、軽減税率制度の実施に向けた事業者の準備を支援するため、様々な取組を実施している。

更に、消費税の円滑かつ適正な価格への転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁拒否等の行為の是正や、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じること等を規定した消費税転嫁対策特別措置法の適用期限を、平成 33 年（2021 年）3 月 31 日まで延長する旨の見直しなどを行っている。

(2) 消費税率の引上げ分の市場使用料への反映

① 近年の使用料の改定

平成 26 年 4 月の消費税率 8 % への引上げに伴い、売上高割使用料及び施設使用料について、引上げ分 3 % を上乗せして 8 % にする改定を行った。その際、施設使用料については、本体価格と消費税を明確に区分するため、税抜額に 100 分の 108 を乗じる外税方式への見直しを行った。

また、平成 30 年 10 月には、豊洲市場の開場に合わせ、都が整備する低温施設を適用対象とする低温施設使用料（卸売業者低温売場使用料、低温荷さばき場使用料、低温作業所使用料）を新設した。

② 引上げ分の市場使用料への反映の必要性

市場会計は、特別会計（公営企業会計、準公営企業会計を含む。）であり、専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計を除き、納税義務が課されており、使用料に係る消費税についても、市場会計に最終の納税義務がある。

また、使用料は、事務所や店舗の賃借料と同様、軽減税率の対象外であることから、本年 10 月以降、標準税率の 10% が適用される。

平成 29 年度決算における使用料収入は、売上高割使用料が約 31 億円、施設使用料が約 79 億円の合計約 110 億円であり、このうち、消費税分は約 9 億円となっている。

使用料への消費税率の引上げの影響を受ける市場事業者については、各事業者が売上げに際して預かる消費税額から仕入れ等の際に支払った消費税額を差し引いた額を申告、納税する仕組みとなっているため、消費税が適切に価格に転嫁されれば、基本的には、事業者の損益に影響を与えることはない。

以上のことから、今般の消費税率の引上げ分について、市場使用料に反映していくこととする。

③ 条例・規則改正の考え方

ア 現行の市場使用料の規定には消費税率が 8 % で明記されている。

売上高割使用料、施設使用料ともに 8 % から 10% へと改定を行う。

イ 施設使用料については、税抜の使用料（本体価格）に 100 分の 110 を乗じた額とする。

ウ 売上高割使用料については、軽減税率制度の導入に伴う複数税率に

対応できるよう、現行の内税方式から外税方式に変更し、標準税率（10％）を適用して算出した額とする。

エ 使用料以外に、条例上の卸売価格や委託手数料等の規定についても、複数税率に対応できるよう、規定を改める。

④ 改正の時期（予定）

平成31年（2019年）10月1日

市場使用料の改定状況

改定年月日	改定内容
昭和 10 年 2 月 11 日	中央卸売市場開設に伴い、市場建設費（公債）の元利償還金に加え市場経営費の実費を基本とし、他市場、一般のビル使用料、貸室料、使用者の営業収益状態をしん酌して設定
昭和 22 年 4 月 1 日	戦後復旧工事、一般経営費の増加に対処するため改定
昭和 24 年 2 月 15 日	経済情勢の変動、都財政上の理由から改定
昭和 28 年 4 月 1 日	市場施設整備拡張 5 ヶ年計画の策定に伴い改定
昭和 32 年 4 月 16 日	復旧的営繕費への充当、特別会計化のための財源充実のため改定 売上高割使用料が現在の料率に定められる
昭和 51 年 1 月 1 日	昭和 32 年以降改定していないこと等により改定 (施設使用料 2.64 倍程度)
昭和 54 年 4 月 1 日	財政の健全化等のため改定 (施設使用料 1.27 倍程度)
昭和 57 年 4 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (施設使用料 1.34 倍程度)
昭和 61 年 7 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (施設使用料 1.33 倍程度) 激変緩和措置を講じる (61 年 7 月以降は 1.18 倍程度、62 年 4 月以降は 1.33 倍程度) 使用料算定要領を制定
平成 6 年 4 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (売上高割使用料 消費税 3 % 上乗せ) (施設使用料 1.15 倍程度、消費税 3 % 含む) 激変緩和措置を講じる (6 年 4 月以降は 1.08 倍程度、7 年 4 月以降は 1.15 倍程度)
平成 9 年 4 月 1 日	消費税率改定による見直し (売上高割使用料 消費税 2 % 上乗せ)
平成 12 年 4 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (施設使用料 1.16 倍程度、消費税率改定分 2 % 含む) 激変緩和措置を講じる (12 年 4 月以降は 1.08 倍程度、13 年 4 月以降は 1.14 倍程度、14 年 4 月以降は 1.16 倍程度)
平成 26 年 4 月 1 日	消費税率改定による見直し (売上高割使用料、施設使用料 消費税 3 % 上乗せ) 施設使用料については、本体価格と消費税を明確に区分するため、税抜額に 100 分の 108 を乗じる規定に変更
平成 30 年 10 月 11 日	低温施設使用料（卸売業者低温売場使用料、低温荷さばき場使用料、低温作業所使用料）を新設 低温化機能に係る経費相当額 205 円を平成 32 年度末まで 1/3 ずつ段階的に引き上げる経過措置を設定

取引における消費税の計算例

現行
(消費税率8%)

総売上①	3,240万円
本体価格	3,000万円
・商品	3,000万円
消費税額(預かった消費税) A	240万円
・商品(8%)	240万円
総仕入②	2,376万円
本体価格	2,200万円
・商品	2,000万円
・施設使用料	100万円
・その他経費	100万円
消費税額(支払った消費税) B	176万円
・商品(8%)	160万円
・施設使用料(8%)	8万円
・その他経費(8%)	8万円
納税額③ (A - B)	64万円
損益 (① - ② - ③)	800万円

消費税率引上げ後
(軽減税率8%、標準税率10%)

総売上①'	3,240万円
本体価格	3,000万円
・商品	3,000万円
消費税額(預かった消費税) A'	240万円
・商品(8%:軽減税率適用)	240万円
総仕入②'	2,380万円
本体価格	2,200万円
・商品	2,000万円
・施設使用料	100万円
・その他経費	100万円
消費税額(支払った消費税) B'	180万円
・商品(8%:軽減税率適用)	160万円
・施設使用料(10%)	10万円
・その他経費(10%)	10万円
納税額③' (A' - B')	60万円
損益 (①' - ②' - ③')	800万円

現行の市場使用料について

○ 東京都中央卸売市場条例

第94条 市場使用料は、別表第4又は別表第5の金額(面積、体積等に乗じる前の金額をいう。)に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、別表第4又は別表第5の各項に定めるところにより、面積、体積等に乗じて得た額の範囲内において、規則でこれを定める。ただし、別表第4又は別表第5の卸売業者売場使用料の項中卸売金額により算定する部分又は仲卸業者売場使用料の項若しくは関連事業者営業所使用料の項中販売金額により算定する部分に係る市場使用料については、当該各部分に定めるところにより、当該卸売金額又は販売金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に1000分の4を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内において、規則でこれを定める。

2から7まで (略)

(1) 食肉市場以外の市場 (東京都中央卸売市場条例施行規則別表第5)

種別	食肉市場以外の市場
卸 売 業 者 売 場 使 用 料	1 生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品、野菜(きのこを含む。)及び果実並びにこれらの加工品(つけ物を除く。)、花き並びに第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品 卸売金額(販売価格に数量を乗じて得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。以下この表及び別表第6において同じ。)の 1,000分の2.5
	2 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物 卸売金額の 1,000分の1.25 ただし、知事が特に必要と認める特定の分場につき、卸売金額の1,000分の0.5を限り料率を減ずることができる。
	1 低温売場 1月1㎡につき 695円 2 1以外の売場 1月1㎡につき 505円
仲 卸 業 者 売 場 使 用 料	仲卸業者が条例第73条第2項ただし書の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品 1 生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品、野菜(きのこを含む。)及び果実並びにこれらの加工品(つけ物を除く。)、花き並びに第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品 販売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。以下この表、別表第6、別表第8及び別表第9において同じ。)の1,000分の2.5
	2 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物 販売金額の 1,000分の1.25 仲卸業者売場 1月1㎡につき 1,991円
関 連 事 業 者 営 業 所 使 用 料	販売金額(生鮮食料品等の販売に限る。)の 1,000分の1
	関連事業者営業所 1月1㎡につき 2,210円
事 務 室 使 用 料	1月1㎡につき 2,048円 ただし、売買参加者若しくは買出人の団体が使用する場合、市場業務従事者の団体が使用する場合、市場内の文化的事業の用に供するために使用する場合又は市場関係者のための食堂(以下「厚生食堂」という。)として使用する場合であつて、知事が特に必要と認めるときは、1月1㎡につき 1,105円
集 会 所 使 用 料	1回(3時間以内)につき
	1 収容面積50㎡以上のもの 4,762円 2 前号以外のもの 1,905円
荷 さ ば き 場 使 用 料	1月1㎡につき 505円
低 温 荷 さ ば き 場 使 用 料	1月1㎡につき 695円
作 業 所 使 用 料	1月1㎡につき 1,305円
低 温 作 業 所 使 用 料	1月1㎡につき 1,495円
パ ナ ナ 発 酵 室 使 用 料	1月1㎡につき 1,420円
買 荷 保 管 所 使 用 料	1月1㎡につき 235円
棧 橋 使 用 料	総トン数1トンにつき24時間までごとに 15円
倉 庫 使 用 料	1月1平方メートルにつき
	1 市場において取り扱う販売物品を保管するために設置されたもの 953円 2 前号以外のもの 596円
冷 蔵 庫 使 用 料	1月1立方メートルにつき
	1 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下40度以下に保たれているもの 1,134円
	2 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下20度以下零下30度未満に保たれているもの 886円
	3 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下10度以下零下20度未満に保たれているもの 800円 4 冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下零下2度未満に保たれているもの 567円
通 過 物 使 用 料	1 生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品1トンにつき 1,267円
	2 野菜(きのこを含む。)及びその加工品1トンにつき 320円
	3 果実及びその加工品1トンにつき 634円
	4 第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品1トンにつき 1,267円
	5 花き1トンにつき 253円 ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該通過物使用料の2分の1を限り減額することができる。

車 両 置 場 使 用 料	1月1㎡につき ただし、売買参加者及び買出人の自動車が主として駐車するもの	6 2 9 円 3 3 9 円	
そ の 他 の 施 設 使 用 料	厚 生 会 館 使 用 料	1月1㎡につき 5 8 6 円	
	市 場 用 地 及 び 屋 上 使 用 料	1月1㎡につき 1 建物又は工作物の敷地として使用するもの 2 更地として使用するもの	7 6 2 円 4 2 0 円
	そ の 他 の 使 用 料	1月1㎡につき 1 8 1 円	

備考

- 1 通過物使用料中花きについては、1箱を100分の1トンとみなす。
- 2 その他の施設使用料中その他の使用料とは、中2階、渡り廊下等空間を使用する場合の使用料をいう。

- (注1) 施設使用料は、別表第5の金額(面積、体積等乗じる前の金額をいう。)に**100分の108**を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、別表第5の各項に定めるところにより、面積、体積等乗じて得た額とする。
- (注2) 低温施設使用料は、平成32年度末まで経過措置を設けているが、本表では、平成33年度以降の本則適用後の料額を記載している(平成32年3月31日まで：卸売業者低温売場使用料及び低温荷さばき場使用料568円/㎡、低温作業所使用料1,368円/㎡、平成33年3月31日まで：卸売業者低温売場使用料及び低温荷さばき場使用料632円/㎡、低温作業所使用料1,432円/㎡)。

(2) 食肉市場(東京都中央卸売市場条例施行規則別表第6)

種別	食肉市場		
卸 売 業 者 売 場 使 用 料	1 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品並びに第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品 卸売金額の	1,000分の2	
	2 鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品 卸売金額の	1,000分の1.25	
	卸売業者売場 1月1㎡につき	505円	
仲 卸 業 者 売 場 使 用 料	仲卸業者が条例第73条第2項ただし書の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品		
	1 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品並びに第63条の2第1項第8号に規定するその他の食料品 販売金額の	1,000分の2	
	2 鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品 販売金額の	1,000分の1.25	
	仲卸業者売場 1月1㎡につき	1,991円	
関 連 事 業 者 営 業 所 使 用 料	関連事業者営業所 1月1㎡につき	2,210円	
事 務 室 使 用 料	1月1㎡につき	2,048円	
	ただし、売買参加者若しくは買出人の団体が使用する場合、市場業務従事者の団体が使用する場合、市場内の文化的事業の用に供するために使用する場合又は厚生食堂として使用する場合であつて、知事が特に必要と認めるときは、1月1㎡につき	1,105円	
集 会 所 使 用 料	1回(3時間以内)につき		
	1 収容面積50㎡以上のもの 2 前号以外のもの	4,762円 1,905円	
荷 さ ば き 場 使 用 料	1月1㎡につき	505円	
作 業 所 使 用 料	1月1㎡につき	662円	
冷 蔵 室 使 用 料	1月1㎡につき	3,705円	
内 臓 取 引 室 使 用 料	1月1㎡につき	881円	
倉 庫 使 用 料	1月1㎡につき		
	1 市場において取り扱う販売物品を保管するために設置されたもの 2 前号以外のもの	953円 596円	
冷 蔵 庫 使 用 料	1月1㎡につき		
	1 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下40度以下に保たれているもの	1,134円	
	2 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下20度以下零下30度未満に保たれているもの	886円	
	3 冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下10度以下零下20度未満に保たれているもの 4 冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下零下2度未満に保たれているもの	800円 567円	
車 両 置 場 使 用 料	1月1㎡につき ただし、売買参加者及び買出人の自動車が主として駐車するもの	6 2 9 円 3 3 9 円	
	そ の 他 の 施 設 使 用 料	市 場 用 地 及 び 屋 上 使 用 料	1月1㎡につき 1 建物又は工作物の敷地として使用するもの 2 更地として使用するもの
そ の 他 の 使 用 料		1月1㎡につき 1 8 1 円	

備考 その他の施設使用料中その他の使用料とは、中2階、渡り廊下等空間を使用する場合の使用料をいう。

- (注) 施設使用料は、別表第6の金額(面積、体積等乗じる前の金額をいう。)に**100分の108**を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、別表第6の各項に定めるところにより、面積、体積等乗じて得た額とする。

2 消費税率の引上げに伴うと畜使用料の改定について

(1) 消費税率の引上げ分のと畜使用料への反映

① 近年のと畜使用料の改定

平成 26 年 4 月の消費税率 8 % への引上げに伴い、と畜使用料について、引上げ分 3 % を上乘せして 8 % にする改定を行った。その際、本体価格と消費税を明確に区分するため、税抜額に 100 分の 108 を乗じる外税方式への見直しを行った。

② 引上げ分のと畜使用料への反映の必要性

と場会計は、特別会計（公営企業会計、準公営企業会計を含む。）であり、専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計を除き、納税義務が課されており、使用料に係る消費税についても、と場会計に最終の納税義務がある。

また、使用料は、市場使用料と同様、軽減税率の対象外であることから、本年 10 月以降、標準税率の 10 % が適用される。

平成 29 年度決算における、と畜使用料収入は、約 13 億であり、このうち、消費税分は、約 1 億円である。

と畜使用料への消費税率の引上げの影響を受ける出荷者については、各事業者が、売上げに際して預かる消費税額から仕入れ等に際して支払った消費税額を差し引いた額を申告、納税する仕組みとなっているため、消費税が適切に価格に転嫁されれば、基本的には、事業者の損益に影響を与えることはない。

以上のことから、今般の消費税率の引上げ分について、と畜使用料に反映していくこととする。

③ 条例・規則改正の考え方

現行のと畜使用料の規定には消費税率が 8 % で明記されている。

と畜使用料は、8 % から 10 % へと改定を行う。

④ 改正の時期（予定）

平成 31 年（2019 年）10 月 1 日

と畜使用料の改定状況

改定年月日	改定内容
昭和 51 年 1 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 500 円→1,650 円(3.3 倍)、小動物 180 円→540 円(3 倍)〕
昭和 54 年 4 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 1,650 円→2,480 円(1.5 倍)、小動物 540 円→760 円(1.4 倍)〕
昭和 57 年 4 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 2,480 円→3,480 円(1.4 倍)、小動物 760 円→960 円(1.3 倍)〕
昭和 61 年 7 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 3,480 円→5,000 円(1.44 倍)、小動物 960 円→1,100 円(1.15 倍)〕
平成 6 年 4 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 5,000 円→5,500 円(1.1 倍、消費税 3%含む)〕
平成 12 年 4 月 1 日	収支改善のため、市場使用料に合わせて改定 〔大動物 5,500 円→6,000 円(1.09 倍、消費税 2%含む)、 小動物 1,100 円→1,200 円(1.09 倍、消費税 5%含む)〕
平成 17 年 6 月 1 日	収支改善のため改定 〔大動物 6,000 円→12,000 円(2 倍)、 小動物 大貫豚を新規設定 1,680 円、羊を廃止、 切迫と畜 普通と畜の 2 倍→普通と畜の 1.5 倍、 臨時と畜 普通と畜の 3 倍→普通と畜の 1.5 倍〕
平成 26 年 4 月 1 日	消費税率改定による見直し 〔大動物、小動物 消費税 3%上乘せ) 本体価格と消費税を明確に区分するため、税抜額に 100 分の 108 を乗じる 規定に変更〕

現行のと畜使用料について

○ 東京都立芝浦と場条例

第3条 場の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1の各項に定める額(同表と畜使用料の部1の款にあつては頭数を乗じる前の額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に頭数を乗じて得た額を、同部2の款にあつては同款の各項に定めるところにより普通と畜のと畜使用料の額に1.5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。)の範囲内で知事が定める額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 (略)

(東京都立芝浦と場条例別表第1及び東京都立芝浦と場条例施行規則別表第1)

種 別	内 容	金 額
と 畜 使 用 料	1 普通と畜	
	牛(生後1年以上) 1頭につき	11,429円
	牛(生後1年未満) "	2,286円
	馬(生後1年以上) "	11,429円
	馬(生後1年未満) "	5,486円
	豚(枝肉重量100kg未満) "	1,143円
	豚(枝肉重量100kg以上) "	1,600円
	2 特別と畜	
	切迫と畜	普通と畜の1.5倍に相当する額
	臨時と畜	普通と畜の1.5倍に相当する額
3 消毒料		
と畜の際消毒の必要がある場合	実 費	